

伊賀市の賑わい創出検討協議会設置要綱

(設置)

第1条 伊賀市の賑わい創出に向けた検討を行い、中心市街地のグランドデザインを策定するため、伊賀市の賑わい創出検討協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(設置期間)

第2条 協議会の設置期間は、平成28年3月31日までとする。

(所掌事項)

第3条 協議会は、次に掲げる事項について検討及び協議をし、その結果を報告書としてまとめるものとする。

- (1) 伊賀市の賑わい創出に向けた中心市街地のグランドデザイン策定に関すること。
- (2) その他グランドデザインに関し市長が必要と認める事項

(組織)

第4条 協議会は、委員25人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱又は任命する。

- (1) 公共的団体等の代表者
- (2) 学識経験を有する者
- (3) 市行政関係者
- (4) その他市長が必要と認める者

(会長及び副会長)

第5条 協議会に会長及び副会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(委員の任期)

第6条 委員の任期は、第2条に定める設置の期間とする。

(会議)

第7条 協議会の会議は、会長が招集し、その議長となる。

2 協議会の会議は、委員の半数以上の者の出席がなければ開くことができない。

3 協議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところ

による。

4 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求め、意見を聴くことができる。

(庶務)

第8条 協議会の庶務は、産業振興部中心市街地推進課において処理する。

(補則)

第9条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。